

## ご旅行条件書(国内募集型企画旅行)

企画書面及びこの書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び旅行契約が成立したときは、同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

### 募集型企画旅行契約

1. この旅行は(株)旅行屋(青森県知事登録旅行業第3-137号)(以下「当社」という。)が旅行企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
2. 契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット、ホームページ)の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表及び当社の「旅行業約款」(以下「募集型約款」という)によります。
3. 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

### お申し込み

4. ①ご来店にてお申し込みの場合、所定の申込書の提出と旅行代金の20%以内で当社が定める申込金のお支払が必要です。
- ②電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して5日以内に申込書の提出と申込金のお支払が必要です。
- ③a. 健康を害している方、b. 身体に障害のある方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- ④お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。

### 通信契約により旅行契約の締結を希望される、お客様との旅行条件

5. ①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名をなくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払を受けることを条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約(以下「通信契約」といいます。)を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- ②通信契約の申込み際、会員は申込をしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨を電話または郵便で通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知を電子メール、ファクシミリ等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
- ④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は当社がお客様に払い戻すべき額を通知した日となります。

### 旅行代金

6. ①子供代金は旅行開始時に満6歳以上12歳未満のお子様に応用します。
- ②1人部屋追加代金は大人、子供一律、1名様のみです。

### 追加代金

7. 追加代金とは、①航空会社の選択 ②宿泊ホテルの指定の選択 ③1人部屋追加代金 ④延泊による宿泊代金等により追加する代金をいいます。

## お支払い対象旅行代金

8. 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

## 旅行契約内容・代金の変更

9. ①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算して15日目にあたる日より前にお知らせします。

②奇数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けるとした旅行にあって、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用をするお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

## 取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

10. お客様は、表記の取消料を支払って、旅行契約を解除することができます。

①当社の責任とならないローン、渡航手続等の事由によるお取消の場合も表記取消料をいただきます。

②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に(7)の追加代金を加えた合計額です。

旅行契約の解除期日	取消料
①旅行開始の日の前日から起算してさかのぼって20日目 (日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降(②～⑤を除く)	旅行代金の20%
②旅行開始の日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降 (③～⑤を除く)	旅行代金の30%
③旅行開始日の前日	旅行代金の40%
④旅行開始当日(⑥を除く)	旅行代金の50%
⑤旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

## 取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

11. 下記の場合は取消料はいただきません。(一部例示)

①当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が(15)の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限る。

②旅行代金が増額された場合。

③当社が確定日程表を表記の日まで交付しない場合。

④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

## 当社による旅行契約の解除

12. 次の場合は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)

①旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。

②申込条件の不適合

③病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

## 当社の責任

13. 当社は当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

## 特別保証

14. 当社のお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、募集型約款特別保証規定により、死亡保障金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

## 旅程保証

15. 旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、募集型約款の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度します。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金(7)の追加代金を加えた合計額です。

当社は、表左欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。

①天災地変 ②戦乱 ③暴動 ④官公署の命令 ⑤欠航、不通、休業等の運送機関等の旅行サービス提供の停止 ⑥遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供 ⑦お客様の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

変更補償金の支払が必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです)	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑧前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

## お客様の責任

16. お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行計画の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 事故等のお申出について

17. 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

## 個人情報の利用目的及び第三者提供について

18. 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等については当パンフレット記載のスケジュール表及び別途契約書面に記載した日までにお送りする確定書面に記載されています。)の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

このほか、当社では、将来、よりよい旅行商品の開発のためのマーケット分析や、当社の旅行商品のご案内をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

## その他

19. この条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は当社までご請求ください。

旅行企画・実施 青森県知事登録旅行業第 3-137 号

株式会社旅行屋 本社営業所

青森県青森市安方 2-17-11 青森日商連安方ビル 2F

総合旅行業務取扱管理者 長利 忍

社団法人全国旅行業協会 保証社員

募集型企画旅行実施可能区域／青森市、十和田市、五所川原市、黒石市、平川市、平内町、七戸町、藤崎町、板柳町、蓬田村